

稲枝東小学校 P T A 個人情報保護規約

第 1 条（趣旨）

稲枝東小学校 P T A（以下「本会」）は、会員の個人情報の重要性を認識し、P T A の運営に従事する者全員が「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うため、以下の方針をさだめるものとする。

第 2 条（定義）

本会が保有する個人情報とは、以下の内容となる。

- （１）会員の氏名、ふりがな、住所、連絡先（電話番号）。
- （２）会員の子である児童の名簿番号、氏名、ふりがな、学年、クラス。
- （３）画像や音声によって会員並びに会員の子を識別できる情報。

第 3 条（取得）

本会は、適正で公正な手段による運営上必要な範囲内での個人情報取得に努める。

第 4 条（利用目的）

本会が保有する個人情報は、会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはない。

本会が取得した個人情報は、P T A 会則および細則に掲げる事業を実施するための連絡および組織運営にのみ利用する。

- （１）本会の行事などに関する案内並びに提出された書類の確認。
- （２）各種問い合わせ等、質問に対する回答。
- （３）本会の円滑な運営にあたって必要となる情報の伝達や照会。

第 5 条（第三者への提供）

本会が保有する個人情報は、以下の場合を除き会員本人の同意なく第三者に個人情報は提供しない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要がある場合であって、
会員本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要
がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 本会の運営上必要な範囲内で、業務委託先等に個人情報を提供す
る必要がある場合。ただし、その場合には、業務委託先等に対して
提供した個人情報の適正な取り扱いを求めるとともに、適切な管
理を行う。

第6条（個人情報の照会・訂正・削除等）

会員の情報を照会・訂正・削除する場合には、会員本人から直接PTA事務局まで連絡する。その場合、本人と確認ができる場合に限り対応する。なお、個人情報に訂正・変更等があれば速やかに連絡をすること。

第7条（個人情報の廃棄）

本会が保有する個人情報は、原則的にPTA脱会時（児童の卒業時または、転退学時）に適正な方法で廃棄する。ただし、広報や行事記録（写真等含む）は5年間保管後廃棄する。

第8条（本方針の改定）

本取り扱い方針について改善を要する場合、必要に応じて改定を行う。

第9条（問い合わせ窓口）

本取り扱い方針および本会の保有する個人情報について、不明な点があれば、PTAまたは学校まで問い合わせる。

第10条（付則）

この方針は、平成29年（2017年）12月1日より施行する。